

令和2年3月19日

学生及び保護者の皆さま

豊田工業高等専門学校長

始業するに当たっての新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係るお願い(3/19更新)

新型コロナウイルス感染症を巡る状況については日々変化しており、学生、保護者の皆さまの中には今後の学校生活に対して不安を感じておられる方もいらっしゃると思います。

ついては、新学期の授業実施に向け当面下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策を実施することとしましたのでお知らせします。

(本文書は3月18日付けで作成しておりましたが、その後、保健所等と相談し、一部取り扱いを変更しました。下記「1. 海外からの帰国学生へのお願い」について更新しておりますので御確認願います。)

記

### 1. 海外からの帰国学生へのお願い

帰国後、速やかに最寄りの保健所へ相談をしてください。相談後は、その結果について保健室（下記照会先）へも報告願います。

また、豊田高専 HP に別途掲載した「経過観察票」を活用するなど、自身の2週間分の健康状態を記録するようにしてください。この記録は、後日保健室へ提出してください。（詳細については、保健室より別途連絡します。）

### 2. 健康状態の確認のお願い(全学生対象)

各自で登校前に体温を測定する等、自身の健康状態の確認を行ってください。

以下の症状が一つでもある場合は、通学生は医療機関を受診、寮生は保健室へ行き看護師に相談するようにしてください。

- ①. 37.5度以上の発熱がある場合
- ②. 発熱は無くても、せき、鼻水などの風邪症状がある場合  
(ぜんそく等の持病、花粉症等のアレルギー症状がある場合を除く。)
- ③. 発熱は無くても、のどの痛み(咽頭痛)、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※なお、学内に滞在中に上記症状が認められた場合、自宅への帰省をお願いする場合があります。その際は、公共交通機関の利用を避けるため自家用車等による迎えを依頼する場合があります。予め御承知おき願います。

### 3. 新型コロナウイルス感染症への罹患の疑いに伴う医療機関の受診及び欠席の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたため罹患した場合は学校保健安全法19条により出席停止となります。

上記2の①～③に記載した諸症状が認められ医療機関を受診した場合、欠席の取り扱い等は以下のとおりです。

診断結果	取り扱い等
新型コロナウイルスへの罹患の <u>可能性がない</u> と診断された場合	<p>以下の書類を学生課教務係窓口へ提出してください。</p> <p>(1) 医療機関を受診したことが分かる書類 (領収書等)</p> <p>(2) 特別欠席願</p> <p>→<u>医療機関受診日</u>を特別欠席扱いとします。翌日以降は、通常どおり授業へ出席可能です。</p>
新型コロナウイルスへの罹患の <u>可能性がある</u> と診断された場合	<p><u>経過観察期間終了後</u>, 電話で照会先に連絡の上, 以下の書類を学生課教務係窓口へ提出してください。</p> <p>(1) 医師の診断書 (経過観察期間が明記されたもの)</p> <p>(2) 特別欠席願</p> <p>→<u>経過観察期間</u>を特別欠席扱いとします。期間経過後, 登校初日の朝に保健室へ来室するようにしてください。</p>

以上のお願いは高専カレンダー (簡易版) どおりの始業を前提としていますが, 状況によっては始業日が変更となる可能性があります。本校 HP 等の更新をこまめに御確認ください。

**【高専カレンダー (簡易版)】**

URL : <https://www.toyota-ct.ac.jp/information/18442/>

**【本件照会先】**

〒471-8525

愛知県豊田市栄生町 2-1

豊田工業高等専門学校保健室

TEL : 0565-36-5844

E-mail : [hoken@toyota-ct.ac.jp](mailto:hoken@toyota-ct.ac.jp)